

柴監告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 2 日

柴田町監査委員 大 宮 正 博

柴田町監査委員 我 妻 弘 国

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 我妻 弘国

3 監査の概要

(1) 監査の対象

平成 28 年度財務事務の執行及び財産の管理状況

(2) 実施年月日及び対象

実施年月日	福祉関係施設	
平成 29 年 1 月 26 日	西住児童館 西住放課後児童クラブ 船岡放課後児童クラブ	槻木保育所
平成 29 年 1 月 27 日	西船迫保育所	船迫こどもセンター 船迫放課後児童クラブ
平成 29 年 1 月 30 日	船岡保育所	三名生児童館 東船岡放課後児童クラブ
平成 29 年 2 月 2 日	槻木児童館 槻木放課後児童クラブ	むつみ学園

(3) 監査の場所

各福祉関係施設

(4) 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

次に指摘する事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。
なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

(指摘事項)

- 各施設ともに各種の危機管理マニュアルを作成し、定期的に避難訓練を重ねるなど、園児や児童の安全対策には十分な配慮がなされているところではあるが、保護者への引き渡し訓練については、有事の想定外を減らし、どのような場面においても対応ができるように、全施設での実施を検討していただきたい。